

---

◎発議第 2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 17、発議第 2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第 2号 平成 26年 9月 24日、白老町議会議長、山本浩平様。議会運営委員長、大淵紀夫。

白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則第 8 条第 3 項の規定により提出をいたします。

発議 2-2 をお聞きください。白老町議会会議条例の一部を改正する条例。白老町議会会議条例の一部を次のように改正する。第 7 条に次の 1 号を加える。第 4 号、定住自立圏形成協定の締結変更及び廃止。

附則、この条例は公布の日から施行する。

次に 2-3、議案説明であります。東胆振広域圏振興協議会（東胆振 1 市 4 町）において定住自立圏形成を推進しており、本年 7 月苫小牧市が定住自立圏中心市宣言を行いました。今後本町では苫小牧市との定住自立圏形成協定の締結を進める予定であり、同協定の締結、変更及び廃止については国の定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年総行応第 39 号）により議会の議決を経て行うこととされています。このことから同協定の締結変更及び廃止について地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決すべき事件とするため本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。第 4 号として定住自立圏形成協定の締結、変更及び廃止を加えるものであります。

以上よろしくご審議いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 2号 白老町議会会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。